



■自動車にかかる税金の減免

障害者のために使用される自動車については、一定の要件を満たす場合、1人につき1台に限り、税金の減免を受けることができます。

対象となる障害の程度や申請手続きなどの詳細は、各ホームページをご覧ください。

美里町役場で申請できるものは、「軽自動車税（種別割）」のみです。減免を申請する場合、毎年5月31日まで※にお手続きください。

※納税通知書が届いた年度分のみとなります。さかのぼりはありません。

その他については、自動車税事務所または県税事務所になります。詳しくは、埼玉県のホームページをご確認ください。



美里町
ホームページ
QRコード



埼玉県
ホームページ
QRコード

○減免の対象となる自動車の要件

自動車の名義人	運転者	自動車の使用目的
障害者本人	障害者本人または 障害者と同一生計のかた	障害者の通院、通学、通所または生業のために使用される自動車であること
障害者と同一生計の家族など		
障害者本人（世帯に運転免許証をお持ちの家族がいないかた）	障害者を常時介護するかた	

ヘルプマークを知っていますか？

ヘルプマークとは、義足や人工関節を利用しているかた、内部障害や難病のかた、または妊娠初期のかたなど、外見上わからなくても援助や配慮を必要としているかたたちが、周囲のかたに配慮を知らせることで援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

◎ヘルプマークを身に付けたかたを見かけたら…

電車・バスの中で、席をお譲りください。

駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

◎ヘルプマークの配布は…

福祉課 社会福祉係で配布しています。必要なかたは申し出ください。



運転免許証を自主返納されたかたに

みさと元気チケットを交付します

【対象】

返納を行った日において満70歳以上で、町内に住所を有するかた

【支援内容】

みさと元気チケット（商品券）1万円分を交付（1回限り）

【申請方法】

運転免許証を自主返納した際に、埼玉県公安委員会から交付を受けた「運転経歴証明書」の写しを持参のうえ、申請してください。

詳細については、福祉課 社会福祉係（☎76-5132）へお問い合わせください。

福祉課からのお知らせ

12月3日(金)から9日(木)は「障害者週間」です

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。

障害のあるかたやその家族が少しでも安心して生活できるよう、相談窓口や費用の割引・免除などをご紹介します。



問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

相談窓口 埼玉弁護士会主催「障がい者無料法律相談 110 番」

障害者週間にあたり、弁護士が電話やFAXで無料相談を受け付けます。

【日時】 12月9日(木) 午前10時～午後4時

【対象】 障がいのあるかたやその家族、福祉関係者など

相談専用ダイヤル ☎048-864-5526 FAX048-864-5528

※電話およびFAXは、当日のみ利用可能です。

実施主体：埼玉弁護士会法律相談センター ☎048-710-5666

費用の割引・免除など

■有料道路通行料金の割引

障害者手帳をお持ちのかたで、以下の条件を満たす場合、高速道路などの有料道路通行料金が5割引になります。

【条件】

- ①本人が運転される場合
 - ・身体障害者手帳の交付を受けているかた
- ②本人以外が運転し、本人が同乗される場合
 - ・身体障害者手帳または療育手帳に「第1種」の記載があるかた

※割引を受けられる自動車は、事前に登録された1台に限られます。登録された自動車以外での利用の場合、障害者割引は適用されません。

【申請・問合せ】

割引の申請方法や詳細については、福祉課 社会福祉係（☎76-5132）へお問い合わせください。

■NHK放送受信料の免除

障害者手帳をお持ちのかたで、以下の条件を満たす場合、NHK放送受信料が免除になります。

【条件】

- ①全額免除
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者がいる世帯で世帯構成員全員が市町村民税非課税
- ②半額免除
 - ・視覚または聴覚障害により身体障害者手帳を

所持する世帯主かつ契約者

- ・身体障害者手帳1級または2級、療育手帳④またはA、精神障害者福祉手帳1級のいずれかを所持する世帯主かつ契約者

【申請・問合せ】

免除の申請方法や詳細については、福祉課 社会福祉係（☎76-5132）へお問い合わせください。